

川崎市住民票の写し等の不正取得に係る本人通知事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民票の写し等の不正取得が行われた場合において、本人にその旨を通知することにより、本人の権利及び利益を保護するとともに、不正取得の抑止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民票の写し等 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民票（消除及び改製されたものを含む。）の写し、住民票記載事項証明書及び戸籍の附票の写し（消除及び改製されたものを含む。）並びに戸籍法（昭和22年法律第224号）に規定する戸籍全部事項証明書（除かれたものを含む。）、戸籍個人事項証明書（除かれたものを含む。）、戸籍一部事項証明書（除かれたものを含む。）、戸籍謄抄本（除かれたもの及び改製されたものを含む。）及び戸籍届出書記載事項証明書をいう。
- (2) 不正取得 偽りその他不正の手段により住民票の写し等の交付を請求し、交付を受けることをいう。
- (3) 本人 住民票の写し等の交付請求書又は申出書（職務上請求書を含む。以下同じ。）に交付請求対象者として記載された者（法定代理人を含む。）をいう。
- (4) 特定事務受任者 弁護士（弁護士法人を含む。）、司法書士（司法書士法人を含む。）、土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む。）、税理士（税理士法人を含む。）、社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。）、弁理士（特許業務法人を含む。）、海事代理士又は行政書士（行政書士法人を含む。）をいう。

(5) 職務上請求書 特定事務受任者が所属する団体が発行した住民票の写し等の交付を請求する書類をいう。

(6) 区長 本人の住民登録又は本籍のある区の区長をいう。

(本人への通知)

第3条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本人に当該不正取得の事実を通知するものとする。ただし、不正取得された住民票の写し等に係る交付請求書又は申出書が保存年限を経過し廃棄されているとき又は死亡その他の理由により本人に通知できないときは、この限りでない。

(1) 住民票の写し等を取得した者が、住民基本台帳法第47条第2号又は戸籍法第133条若しくは同法第134条の規定に該当する不正取得者であることが明らかになった場合

(2) 国又は県の通知等により、特定事務受任者が職務上請求書を使用し、不正取得した事実が明らかになった場合

(3) 前二号に掲げる場合のほか、区長がこれらの場合に準ずると認めた場合

2 前項の規定により通知する項目は、次のとおりとする。

(1) 請求又は申出の種別及び通数

(2) 本人の本籍又は住所

(3) 本人の戸籍の筆頭者又は本人の属する世帯の世帯主の氏名

(4) 本人の氏名

(5) 利用目的又は事由（特定事務受任者からの請求又は申出にあつては、業務の種類を含む。）

(6) 請求者又は申出者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び所在地）

(7) 交付年月日

(8) 特定事務受任者からの請求又は申出であったときは、依頼者の氏名（

法人にあつては、名称)

(9) 現に請求又は申出の任に当たった者が請求者又は申出者と異なる者であつたときは、当該請求又は申出の任に当たった者の氏名

(10) 前各号に掲げるもののほか、区長が通知する必要があると判断した事項
(通知の方法)

第4条 前条の規定による通知は、証明書の不正取得に係る本人通知書(別記様式)により行うものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、区長がその都度関係部署と協議して定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月15日から施行する。

この改正要綱は、令和元年5月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

川〇〇第 号
令和 年 月 日

〇 〇 〇 〇 様

川崎市〇〇区長 〇 〇 〇 〇

証明書の不正取得に係る本人通知書

このたび、住民票の写し等を不正に取得する事件が発生しました。確認しましたところ、あなたの証明書が取得されていることが判明しましたので、川崎市住民票の写し等の不正取得に係る本人通知事務処理要綱第3条の規定により、次のとおり通知します。

交付年月日	請求又は申出の種別	通数
年 月 日		通
本籍又は住所	川崎市 区	
戸籍の筆頭者又は世帯主氏名		
氏 名		
利用目的又は事由		
請求者又は申出者の氏名		
請求者又は申出者の住所		
備 考		

〇〇区役所区民サービス部区民課
電話：044（×××）××××